



外国運輸金融健康保険組合のご案内

(2024年度版)

1. 健康保険組合の基本的性格

「健康保険」制度は、職域を基盤とし、社会保険の方式により公的な医療費保障の制度を実現するものとして、1922年に生まれ、日本の社会保障の重要な柱の一つとなっています。健康保険法制定にあたって政府の方針として、この保険事業の運営主体は、ドイツなどの例にならない、「健康保険組合」とすることを基本としました。

健康保険組合は、企業が母体となって設立し、運営します。しかしながら、健康保険法制定当時は、わが国の産業の発達が充分でなく、健保組合を組織し、運営するだけの力のない小規模企業が多いという実情がありました。そこで、それらの小規模企業については、政府自身が健康保険事業の運営主体となり、「政府管掌」健康保険が設立されました。しかし、2008年10月には、医療保険改革の一環として健康保険法に基づく公法人である全国健康保険協会が設立され、政府に代わる運営主体となりました。これにより政府管掌健康保険は廃止され、いわゆる「協会けんぽ」に移行することとなりました。

日本の大企業は、例外なく、福利厚生の一環として、自社の役職員のために健康保険組合を組織し、協会けんぽよりも充実した保険給付および保健事業を行っています。

2. 外国運輸金融健康保険組合の成り立ち

日本に進出している外資系企業のほとんどは、世界的には大企業であっても、日本における事業所としては規模が小さいために、自社の健康保険組合を持つことができず、協会けんぽに属しているのが実情です。

1960年代後半に、外資系航空会社と海運会社が協力して、総合組合方式(同じ業種に属する多数の企業が集まって組織する)によって健康保険組合を設立する運動を起こし、3年あまりの苦難に満ちた準備活動の末、1969年9月に外国運輸健康保険組合が誕生しました。

1994年にいたり、外国銀行協会(現在の一般社団法人 国際銀行協会)から、外資系企業として加入させてほしいとの強い要請がよせられました。当組合は、設立の原点を思いおこし、同じ外資系企業に勤務する仲間である銀行の人々にも、健保組合制度の利益を享受できるように支援すべきであると考え、この要請を受け入れる方針を決めました。しかし監督官庁は、「総合組合は同じ業種の企業が協力しあって運営するものである」との基本的な考え方

をもっており、「異業種」の加入をなかなか認めようとはしませんでした。約1年にわたり、外国銀行協会と当組合が、熱心に折衝を重ねた末、1995年7月によく厚生大臣の認可を得て、外国銀行に門戸を開くことができました。名称も「外国運輸銀行業健康保険組合」と改めました。

1997年には、外国の損害保険会社グループと生命保険会社グループのそれぞれから、銀行と同様に加入させてほしいとの強い要請を受けました。当組合は、この要請も受け入れることにし、約8ヵ月にわたる役所折衝の末、1998年4月に厚生大臣の認可を得て、外国保険会社にも加入の道を開きました。名称を再度変更し、現在の「外国運輸金融健康保険組合」となりました。

さらに、2001年4月に、厚生労働省の認可を得て規約を変更し、国際運輸業または金融業に関するコンサルティングをおこなう外資系企業も当組合に加入できるようにしました。そして、国の規制緩和の一環として2002年4月には加入会社と親子関係等一定の関係にある会社(連結対象会社)も加入できるようになりました。また2004年4月より、在日外国公館や国際機関等の事務所も新たに加入が可能となりました。

3. 当組合の特徴

- 航空、海運、銀行、保険およびコンサルティング業等の各業種に属する外資系企業等で組織されています。総合組合は全国に254あり(2024年2月1日現在)、普通同じ業種の多数の企業で組織されますが、当組合は異なる業種で構成されている異色の総合組合です(注:上記業種に「付随する事業」を営む外資系企業も加入できます)。
- 協会けんぽよりも低い保険料率で、日本の一流企業の健保組合に引けをとらない付加給付を行い、充実した保健(健康づくり)事業を提供しています。
- 当組合が高齢社会において果たすべき役割は、外資系企業に勤務する人々の健康と福祉の砦としての機能を発揮することでであると認識し、急速にグローバル化がすすむ産業社会の中で、この課題を着実に果たしていく方針を掲げています。
- 2005年4月から「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が全面施行されました。当組合では従来からこうした個人情報は慎重に取り扱ってきましたが、法律施行と同時に厚生労働省が示した指針に則り、安全に十分配慮して適切に管理しています。

4. 当組合運営の基本理念＝「連帯と協調」

当組合は、多数の異なる国籍をもつ会社の集まりであるところから、創立以来「小国連」と呼ばれてきました。しかし、本物の国連と異なるのは、大国同士の対立や、先進国と開発途上国の利害衝突のようなものが全くなく、50年以上にわたって加入企業が協調しあって運営してきている点です。

「小国連」である当組合の存立の目的は、外資系企業に勤務する人々のための健康保険事業を安定的に運営し、その利益を加入している全員が最大限に享受できるようにするという一点につきまです。国籍、業種、企業の規模に違いがあっても、この基本理念においては一致しないはずはありません。

そこで、当組合に加入する会社の方々には、「小国連」の基本理念を理解していただき、同じ共同体の一員であるという連帯意識のもとに、協調の精神をもって、この組合が円滑に運営できるように力を貸していただくことを強くお願いしています。

5. 福祉コミュニティの広がり

外国企業福祉協会

日本の大企業は、健康保険組合のような公的な制度のほかにも、共済会と呼ばれる組織を持ってさまざまな福利厚生事業を実施しています。そこで広く外資系企業に働く人々にも、各種の福利厚生事業を提供する組織として、1995年に当健康保険組合を母体に「外国企業福祉協会」を設立しました。健康保険組合に加入する事業所には、同時に外国企業福祉協会にも加入していただくことをお願いしています。

6. 協会けんぽと当組合の事業内容の比較

		協会けんぽ	外国運輸金融健康保険組合	
保険料		標準報酬月額 × 100/1,000 ^(注2) 標準賞与 ^(注1) × 100/1,000 ^(注2)	標準報酬月額 × 82/1,000 標準賞与 ^(注1) × 82/1,000 (事業主と被保険者各々の負担割合は折半)	
保険給付		法定給付	付加給付(法定給付に加え)	当組合給付合計
療養の給付		義務教育就学前 8割 義務教育就学後～69歳 7割 70～74歳 8割 (一定以上所得者は7割)	一部負担還元金 ^(注3) 家族療養付加金 ^(注3)	
高額療養費		患者負担額から80,100円+(医療費－267,000円)×1%を控除した額 ^(注4)		
傷病手当金		・支給期間 支給開始日から通算して1年6ヵ月 ・金額 標準報酬日額 ^(注5) の2/3	標準報酬日額 ^(注5) の10/100	標準報酬日額 ^(注5) の約77/100
出産育児一時金 (本人・家族とも)		500,000円 ^(注6)	175,000円	675,000円 ^(注6)
出産手当金		標準報酬日額 ^(注5) の2/3 支給期間 ・産前42日・産後56日 多胎の場合 ・産前98日・産後56日 分娩予定日より遅れた場合も支給	標準報酬日額 ^(注5) の10/100	標準報酬日額 ^(注5) の約77/100
埋葬料	(本人)	50,000円	50,000円	100,000円
	(家族)	50,000円	50,000円	100,000円

(注1) 標準賞与とは、支給される賞与の1,000円未満を切り捨てた額で、上限はその年度の累計額573万円となっています。

(注2) 全国平均の料率であり、各都道府県別に異なる料率が適用されています。

(注3、注4) 控除額は1レセプト(医療機関ごと、受診者ごと、月ごと、入院・外来・歯科別、調剤薬局分は処方せんを発行した医療機関分に含める)ごとに適用します。

(注4) 70歳未満標準報酬月額28～50万円の場合、控除額は所得等により異なります。また、同一世帯で同一月に自己負担額が21,000円以上のレセプトが2件以上あった場合、年間4回以上高額療養費に該当した場合、特定疾病の場合に軽減措置があります。

(注5) 支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の標準報酬月額の平均額の1/30(但し、例外あり)。

(注6) 産科医療補償制度の対象とならない場合488,000円となり、当組合給付金合計は663,000円です。

7. 介護保険料の納付

2000年4月から新しい社会保険制度として、介護保険制度が導入されました。介護保険は健康保険とは別の制度として創設されたものですが、法律によって事業主は40歳から64歳の被保険者について、加入している医療保険制度(協会けんぽまたは健康保険組合)に対して、介護保険料を納付する義務が課されます。

介護保険料率は、一定の計算式に従って決められますが、加入している医療保険者ごとに異なります。当組合の2024年度介護保険料率は、1,000分の18.0です。この料率を40歳から64歳の被保険者のそれぞれの標準報酬月額および標準賞与に掛け合わせて得られた額を、事業主と被保険者で折半して負担していただきます。

8. 保健事業

【広報】

- 機関誌「こんぼす」を発行し、被保険者の各家庭宛に送付しています。

- 主として日本における外国人経営者の方を対象とした英文の“Newsletter”や各種の英文広報資料をホームページに掲載します。

- 被保険者および被扶養者向けにホームページを開設しています。

【健康づくり事業】

当組合では、「第3期外運データヘルス計画」(2024年2月策定)に基づいて、以下の健康づくり事業を推進しています。

- 健康診査補助事業

当組合の「健康診査」は、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導の対象者を抽出するための特定健康診査も兼ねて実施しています。

35歳および40歳以上の被保険者および被扶養者の方を対象とし、補助対象期間および補助回数は1会計年度(4月1日～翌年3月31日)1人1回補助します。

また、任意継続被保険者と特例退職被保険者の方は被扶養者と同じ扱いになります。

なお、被保険者については、労働安全衛生法に基づく事業主の定期健診が優先します。当組合に定期健診にかかる情報の提供がある場合には、「基本健診」として当組合の規定により一定額を事業主に補助します。

原則として、契約健診機関で実施しますが、「基本健診」および「人間ドック」は契約外健診機関での実施も基準を満たしている場合に限り、補助しています。(人間ドックについては当組合の規定により一定額を限度に補助します。)

また、「がん検診」として、国の指針で有効性が認められている4種(胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん)について補助します。対象は35歳および40歳以上の被保険者および被扶養者の方とし、子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は35歳以上が対象です。

がん検診は、契約健診機関で受ける場合は無料(全額組合負担)とし、子宮がん・乳がん検診を契約外健診機関で受ける場合は、いずれも当組合の規定により一定額まで補助します。

「歯科健康診査」(口腔内検査・歯石除去・ブラッシング指導)を実施します。

- 特定保健指導

特定健康診査の結果、特定保健指導の対象になった方に、特定保健指導を無料(全額組合負担)で実施します。

- 保健指導

保健師等の専門職による事業所訪問指導や、生活習慣病の受診勧奨を実施しています。

- 健康づくり支援事業

被保険者および被扶養者の皆さま一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するために様々な事業を実施しています。

- ・ わたしの健康づくりチャレンジ…被保険者および18歳以上の被扶養者の方を対象に、自主的に1ヵ月間生活習慣の改善にチャレンジされた方に記念品を贈呈します。

- ・ 禁煙支援…20歳以上の被保険者および被扶養者を対象に、禁煙外来補助(当組合の規定により一定額)を行います。また、オンライン禁煙外来プログラムを提供しています。

- ・ ヘルスアップセミナー…被保険者および18歳以上の被扶養者の方を対象に、年間4回セミナーを開催しています。

- ・ メンタルヘルスセミナー…事業所の担当者(主に管理監督者)を対象に、セミナーを開催しています。

- ・ 特退者健康づくりセミナー…特例退職被保険者およびその家族を対象に、生活習慣病予防などのセミナーを開催しています。

- ・ 事業所健康セミナー補助…事業所が行う健康づくりセミナーの講師謝金について、その一部を事業所に補助します。

- 健康相談

保健師等の専門職が事業所を訪問して個別面談による相談を行う「訪問型」と、PCやタブレットなどを利用した遠隔で相談できる「ICT型」があります。

また、①からだに関する相談ができる「24時間健康相談」、②ここに関する相談ができる「メンタルヘルスカウンセリングサービス」(電話・面談・オンライン面談・WEB)③セカンドオピニオンや受診手配サービス、④当組合保健師による相談を提供しています。①と②については、一部外国語での相談も可能です。

- インフルエンザ予防接種補助

被保険者および被扶養者を対象に、インフルエンザの予防接種費用(当組合の規定により一定額)を補助します。

【スポーツ・レクリエーション】

- 運動会を秋季に関東および関西で実施しています。

- コナミスポーツクラブ(全国約430ヵ所)、セントラルスポーツクラブ(全国約400ヵ所)スポーツクラブルネサンス(全国約200ヵ所)、Sport & Do Resort リソルの森(メディカルトレーニングセンター)(千葉県長生郡長柄町)と法人契約を結んでおり、会員料金で利用できます。

- 事業所対抗ソフトボール大会を関東で実施しています。

- 被保険者(満50歳以上)を対象に、シニアゴルフ大会を関東で実施しています。

- 被保険者およびその家族を対象に、ウォークラリーを関東および関西で実施しています。

- 夏季にはリゾート施設を開設するほか、プール施設と利用契約を結んでおり、被保険者およびその家族が利用できます。

- 事業所・スポーツ団体が行う体育行事で、当組合が保健事業として適切、効果的と認めるものに対し、被保険者および被扶養者に補助金を支給しています。

(1会計年度につき2回を限度とします。)

保養所

・直営保養所

自己保有施設	本館
	ヒルトップ熱川 (静岡県、伊豆熱川) アネックス (コテージ5人用4棟、 7人用2棟)
借上げ施設	グランドエクシブ那須白河 (福島県、白河)
	エクシブ山中湖 (山梨県、富士五湖)
	エクシブ蓼科 (長野県、蓼科高原)
	エクシブ京都 八瀬離宮 (京都府、京都)
	エクシブ鳥羽 (三重県、志摩)
	エクシブ白浜 アネックス (和歌山県、南紀白浜)

・会員契約保養所

全国10カ所に保養施設および2カ所のゴルフコースを有するラフォーレ倶楽部と会員契約を結んでおり、当組合の被保険者およびその家族等の方が利用できます。

・契約保養所

全国約200のホテル・旅館等と契約し、被保険者・被扶養者に当組合の規定により一定額を補助しています。



2つの輪が鎖状に連なっているのは、この組合を構成する航空・海運・銀行・保険等各企業グループの事業主および組合員の「連帯と協調」を表しており、2つの輪を横に貫いている波線は、安定した組合運営とそれに対する関係者の信頼を示しています。そして、右上の球形は、地球をかたどったものであり、多国籍の企業から成るこの組織の特徴のシンボルとなっています。

このリーフレットのこと、および当組合についてのご質問は、下記にお問い合わせ下さい。

外国運輸金融健康保険組合 総務部

〒104-0061 東京都中央区銀座8-9-13
 Tel:03-6280-6810 Fax:03-3574-8155
<https://www.ftfhia.or.jp>